資料７　避難所入所時における要配慮者の避難場所の判断基準（発災直後）

（参考：小原教授レポート・大治町トリアージシート）

区分	判断基準	具体例	避難場所 （原則、区分で分ける）
Ⅰ	**病気やケガで医療機関に搬送する要配慮者**	・人工呼吸器装着・気管切開等があり、医療行為が常時必要 ・非常に具合が悪く、ぐったりしている ・傷があり、出血量が多い ・持続する高熱や強い痛みがある	①医療機関（移動待ち）
Ⅱ	**寝たきり・車いす生活・付添がないなど介護が必要な要配慮者** ・トイレで排泄できない	・医療ケアが不要な重度障害者 ・寝たきり等介護が常時必要	②福祉避難所 ③福祉避難所(移動待ち)
		・生活で一部介助や見守りが必要	④福祉避難スペース(小部屋)
Ⅲ	**生活動作に介助が必要、障害があり集団生活に支障をきたす要配慮者** ・介助があればトイレで排泄できる ・精神機能(認知症、抑うつ症状、行動障害等) ・３歳以下の乳幼児	・医療的なケアが継続して必要(在宅酸素・人工透析・インスリン注射等) ・感染症で隔離が必要 ・乳幼児・妊産婦など感染予防が特に必要 ・精神的に不安定で個別支援が必要	④福祉避難スペース(小部屋)
Ⅳ	**一般住民との集団生活が可能である要配慮者** ・歩行可能 ・健康 ・介助が不要、家族の介助がある	・慢性的な疾患があるが、服薬できれば生活自立 ・見守りレベルの介助があれば生活可能	⑤体育館（大部屋） ⑥屋外（駐車場・校庭）